

九 人事主任者会議の委員の任命又は委嘱

十 県務省等級行政職給料表同等級以下  
の職員はこれらと同格となるされる際  
の給料表の適用を受ける旨に採用しよ  
うとするものについて、職員の初任給、昇  
格、昇給等の基準に関する規定(昭和  
三十三年十月鳥取県人事委員会規則第  
七号。以下「初任給規則」という。)第  
二条第一項第二号、同条第二項、第五  
条第三項、第七条又は第二十二条第一  
項から第三章までの規定による承認  
十一 初任給規則第三十二条第三項の規  
定による承認

十二 通知、申請、照会、回答、返却及  
び返還

**鳥取県公報**

昭和41年4月15日第15号

目次

◎条 例 鳥取県税条例の一節を改正する条例

条 例

例

鳥取県税条例第十三号

鳥取県税条例の一節を改正する条例

鳥取県税条例(昭和三十九年五月鳥取県税条例第116号)の一部を次  
のように改正する。

第二条第三号及び第四号中「県が負成するものに」を削り、同条第五号  
中「を告知するために用いる文書で、県が負成するものに」を「に」について、  
そのに改め、「記載した」の下に「又言で、県が負成する」を加える。

第五条第一項第三号を次のように改める。

第三百六条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項

第九条第一項中「徴収される」の下に「自動車税」を加える。

二十四条第一項中「(当該税額のうち桂第十五条の三の規定によつて  
第二十四条第一項中「(当該税額のうち桂第十五条の三の規定によつて

第三十二条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得稅法(昭和四十  
年法律第三十二号)第五十六条に規定する事業を經營している場合におい

徵収猶予を受けた税額がある場合には、当該徵収猶予を受けた税額  
については、その徵収猶予を受けた期間に応じ、当該徵収猶予を受けた税  
額百分率について一日三段の割合を乗じて計算した金額)」を削る。

第二十八条の二中第四項を第五項とし、同条第三項中「施行令第六条の  
二二第一項各号に掲げる事項こと」を第二項各号に掲げる事項こと(同  
項第一号に掲げる事項については、施行令第六条の二二第一項各号に掲  
げる事項こと)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三  
項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の請求により説明する事項は、次の各号に掲げるものとする、

施行令第六条の二二第一項各号に掲げる事項

1 稽査に関する更則事務について國稅免則取締法(明治三十三年法律  
第六十五回)の規定を準用して行なわれる部分を受けたことがないこ  
と

第三十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在  
していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受  
益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかは、施行令第七  
条の四の二に定めるところによつて判定する。

第三十二条第二項に次のただし書を加え、同項第三号中「三十二万円」  
を「二十四万円」に改める。

ただし、地方税法施行地に住所を有しない者については、この限りで  
ない。

第三十二条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得稅法(昭和四十  
年法律第三十二号)第五十六条に規定する事業を經營している場合におい

五 施行令附則第三十五項各号の一に掲げる場合に該当する場合における当該講演者の死亡による相続又は当該受贈者による譲渡、贈与若しくは転用があつた農地等の所在、地番、地目及び地積  
第九十四条の二の見出中「旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る」を「旅館及び飲食店等における」に改め、同条第一項中「（旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条に規定するホテル及び旅館並びに宿泊所、寮、クラブ、宿坊その他なんらの名義をもつてするを問わず、一人一泊の宿泊料及びこれに伴う飲食の料金を定め、当該料金を受けて人を宿泊させる施設で知事が指定するもの（以下「旅館に類する場所」といふ。）をいう。以下第九十四条の四及び第一百一条第三項において同じ。）」を削り、同条第四項中「当該場所が旅館に類する場所に」を「施行令第四十二条に定める要件を備えるものに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該場所が旅館に類する場所であると」を「当該場所が施行令第四十二条に定める要件を備えるものと」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の旅館に類する場所として」を「前項の施行令

五項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合は、その該当することとなつた日から二十日以内に、その該当することとなつた日及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

第五十一条第一項中「第五十九条第一項第一号」を「第十四号は六」に改める。  
第五十八条第一項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改める。  
第六十一条第三項中「最初に使用又は譲渡が行なわれた日」を「最初の  
使用又は譲渡」に、「譲渡の日」をもつて「を「譲渡」以下本項において  
同じ」とが行なわれた日においてに、「ついて使用又は譲渡」を「ついて  
最初の使用又は譲渡」に、「日をもつて」を「日において」に改める。  
第六十八条第一項中「一年以内」を「二年以内」に改め、同条第二項第  
一号中「法第七十三条の二十四」の下に「第一項第一号」を加える。  
第六十八条の十一の次に次の二条を加える。  
(附帯により農地及び林草放牧地を取得した場合の不動産取得税の軽減  
額の延長に関する申告等)

第一、を定め、日本銀行法の第十九条、日本銀行法第二十一条に規定する規定の適用を受けた上に、名義上の事務不當責任の主張を主張する場合、請求においては、名義上の事務不當責任を認める。

三 第四十二条に定める要件を備えるものとして」は「前項第三項のうちに改める。

三 所得税法又は法人税法の規定による青色申告書を提出することについて

九十九条の二第二項中第四号を第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加え、同項を同条第三項とする。

四 宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金に含まれる奉仕料の額を、それぞれ当該料金から当該奉仕料の額を控除した額で除して得る数値

五 前号の奉仕料以外の心付けその他これに類するものを受け取らない旨の掲示場所

第九十四条の二第一項の次に次の二項を加える。

一 宿館及び飲食店その他これに類する場所で、施行令第四十二条に定める要件を備えるものとして知事が指定するものにおける宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為（施行令第四十二条の二に定める旅館における飲食及びその他の利用行為並びに通販を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。以下本節において同じ。）に対応して課する料金飲食等消費税の課税標準の算定については、当該宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金に含まれる奉仕料の額が、それそれ当該料金から当該奉仕料の額を控除した額の百分の十以下であるときは、当該奉仕料（第一百一条第一項又は第二項の規定によつて領収証を交付すべき場合における奉仕料にあつては、当該領収証に記載されているものに限る。）の額を、それぞれ宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金から控除する。

は、その適用を受けようとする取得について、第六十四条の規定による申告をする際に、同項の規定の適用を受けたい旨及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十七条の四第一項の規定の適用を受けた旨である旨及び次に掲げる事項をあわせて申告しなければならない。

- 一 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積
- 二 贈与により取得した農地等を取得した年月日
- 三 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積
- 四 租税特別措置法第七十条の四第二項の規定の適用があつた農地等がある場合には、当該農地等につき租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十六第六項の規定により計算した金額の基礎となつた農地等の所在、地番、地目及び地積
- 五 その他参考となるべき事項

4

納付書		支 付 印		
県税	口座 番号	松江公 司	加入者	県税事務所
第 号	(納人) 住所			
年度	氏名			
(款)	(項)	(目)		
県税	普通税	自動車税		
税 額	千 百 十 元 角 銭			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
払い込むべき場所		銀行	店又は	
近くの		銀行	店	
若しくは郵便局				
日 計		受付(捺印)日付印		
口				

第三号様式その五

卷之三

第九十団条の「四第一項中「一千二百円」を「一千三百円」に改める。  
第一百一十二条第三項中の「一千円」を「一千二百円」に、「利用行為」を「利用  
行為」、過誤を伴う飲食及び他の利用行為を除くことを、「不當行為」  
を「六百円」に改める。

第一百五十二条第三項第二号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第  
二号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 執行令第四十三条の二第三号の規定に基づいて用事が指定した場所  
において、会計機により記され、かつ、料金及び料理飲食等消費規  
額を示す領収證及びその書類以外のものを使用する場合

第一百七十二条中「第二十三号様式」を「第二十三号の二様式」に改める。

第一百十一条第三号中「自家用」の下に「ただし、学校教育法第二条に規定  
する学校（国又は地方公共團体が設置するものを除く。）が所有し、か  
つ、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるものにあ  
つては、次に掲げる額に、それぞれ三分の二を乗じた額とする。」を加え  
る。

第九百四条の四第一項中「十日」を「十五日」に改める  
第八百三条第三項中「十日」を「十五日」に改め、同項を同項第  
二項と並んで「過剰を伴う飲食及びその他の服用行為を禁く」として、「十五日」  
を「六日用」に改める。

幹の機能に永続的な障害があり当該障害により歩行が著しく困難であるものが所有し、かつ、その者が運転する自動車で、これらの者が運転するのに必要な専用の装置を施したもの。  
五、会員のために直接専用する自動車

第三百四十四条第一項中「、同条第二項の規定によつて特別収穫義務者として指定された者は、知事が指定する期日までに」及び「それぞれ」を削る。

## 自動車税納税通知書

県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
第 号	(納入) 住 所			
年度	氏 名			
課税客体	課税標準額	稅 率	稅 额	
			起 火 人	
期 别	納 期 限	稅 额		
第1期	年 月 日			
第2期	年 月 日			
随 時	年 月 日			
納付場所	銀行	店又は近くの 店若しくは郵便局	銀行	

上記のとおり納めてください。

- この県税は、地方税法第145条、並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によつて自動車の所有者に自動車税が課せられたものです。なお、所有権保付売買の対象となつた自動車については、買主も売主とともに納税義務があります。
- この県税については、地方税法第165条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切捨てる。)につき1日4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

指定金額徴収日付印	指定金額徴収日付印
指定金額徴収日付印	指定金額徴収日付印

県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
第 号	(納入) 住 所			
年度	氏 名			
(款)	(項)	(目)		
縣 稅	普通税	自動車税		
長 領				
帳 戸 金				
21				
納 期 限 年 月 日				
上記のとおり領收しましたので通知します。				
取扱局名 又は 取扱 事務所 等又は 指定 金額徴 収日付 印	取扱局名 又は 取扱 事務所 等又は 指定 金額徴 収日付 印	取扱局名 又は 取扱 事務所 等又は 指定 金額徴 収日付 印	取扱局名 又は 取扱 事務所 等又は 指定 金額徴 収日付 印	取扱局名 又は 取扱 事務所 等又は 指定 金額徴 収日付 印

備 考	指定金額徴収日付印
備 考	指定金額徴収日付印

- 備 考** (1) この自動車税納税通知書は、鳥取県税条例第113条の4の規定により自動車税を徴収する場合に使用する。  
 (2) 第二期分は、納税通知書を除き四通式とする。  
 (3) 県指定金額徴収に納付するときは、領收証通知書(副本)を除く。

## (裏面)

## 領収済通知書(副本) ④

県税	口座 番号	松江公	番 号	加入 者	県税事務所
第 号	(納入) 住所				
年度	氏名				
(徴) 県 税	(項) 普通税	(目) 自動車税			
税 額	千	万	十	百	十
延 税 額	千	万	十	百	十
計	千	万	十	百	十
納 期 限	年 月 日				

上記のとおり領収しましたので通知します。

## 領収証書 ⑤

県税	口座 番号	松江公	番 号	加入 者	県税事務所
第 号	(納入) 住所				
年度	氏名				
(徴) 県 税	(項) 普通税	(目) 自動車税			
税 額	千	万	十	百	十
延 税 額	千	万	十	百	十
計	千	万	十	百	十
納 期 限	年 月 日				

上記のとおり領収しました。

## お知らせ

1. 納税義務者が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて（4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があった場合は、当該所有者の変更が9月30日又は3月31日に当該所有者の変更があつたものとみなして）自動車税が課されることになりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
2. 紳税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
3. 紳税期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる滞納金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

## 第十三号様式中

延滞金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額100円(100円未満の端数は切り捨てる。)につき1日4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した金額
-----	--

を

延滞金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ税額100円(100円未満の端数は切り捨てる。)につき1日4銭(督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した金額
-----	--

に改め、

備考 地方税法第15条の3第1項の規定によつて徵収猶予を受けた税額についての延滞金は、表記にかかわらず、その徵収猶予を受けた期間に応じ、徵収猶予を受けた税額100円について1日2銭の割合で計算した額です。

を削り、同様式の次に次の様式を加える。

## 領收書(原本) (C)

領 收 書 號 第 号	(1) 席松山会 議場 番 号	(2) 稽 長 事務所 名 稱
(納入) 住 所		
氏 名		
年 度		
(款) (項) (目)		
領 收 長 普 通 大 白 事 務 所		
稅 額		
延 滞 金		
計		
納 期 限 年 月 日		

上記のとおり頒行しましたので知しむ。

(真面)

納付	銀行	店又は近くの	銀行
場所	店		

お知らせ

- 1 催促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないとときは、財産の差押を受けなければならぬことになります。
- 2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けてつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求することができます。  
審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

(表面)

第十三回の二様式

市町 郡村

(納税者の氏名)

殿

第号	督 促 状		
年度	税目	税	随時分
	税額		円

延滞金 納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額100円につき1日4銭(督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した金額

上記のとおり滞納となつていますから至急納付してください。

年 月 日

鳥取県知事 氏

名 判

備考 1 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

2 この督促状は、鳥取県税条例第113条の4の規定により徴収する自動車税に係る督促について使用する。

# 料理飲食店等消費稅 加 算 金 更 正 決 定 通 知

次の通り更正（決定）したので通知しますから太字部分の額を回付の納付書により納付してください。

市 町 村	番地	年 月 日					
鳥取県知事 氏名		団					
販		第 号 種 類	年 月 分 号				
区分	課税標準額			税額			摘要
	3,000円以下のもの	3,000円をこえるもの	計	税率 10 100	税率 15 100	計	
更正(決定)額							
既申告(更正決定)額							
差引不足額							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重加算金							
延滞金	不足税額については、年月日から納付の日までの期間に応じ税額100円(100円未満は切捨てる。)につき1日4枚(督促状をする前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を超過した日以前の期間については1日2枚)の割合で計算した金額						
納付期限	年月日						
納付場所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局						
更正決定の根拠法令	地方税法第 条 項						

四  
七

四

法人源泉税  
法人事業税  
加算金 更正決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

年      月      日

鳥取県知事 氏 名 別

市町村番地			年月日		
			鳥取県知事 氏名		
通知書番号 第号					
事業年度 自年月 日年月 日					
区分		法人税 法人税割 均等割 課税標準額	法人車両税 課税標準額 税額	過少申告 不申告 算金	重加算金
更正(決定)額					
本県分分割更正(決定)額					
返申告(更正又は決定)額					
差引不足税額等					
延滞金		不足税額について、年月日から納付の日までの期間に応じ、税額100円(100円未満は切捨てる)につき1日4枚(猶豫状を除する前の期間又は猶豫状を免した日から起算して10日前の期間については、1日2枚)の割合で計算した金額			

延滞金 不定期料金については、本年1月1日から請求料金の日までの期間に於けり。定期料金100円(100円未満は切捨てる。)につき1日4銭(借入料を算する前の期間又は償還状況を充実した日から起算して10日前の期間については、1日2銭)の割合で計算した金額

# 計算の内

区分		法人税民税 法人税額の等割	法人事業税 年150万円以下 年500万円を超えるもの	未申告加算金 対応税額A 控除税額B 対応税額 $A - B - C$ 加算(C%) 全
更正(決定)額 既申告(更正決定)額 差引不足額				
更正(決定)額 既申告(更正決定)額 差引不足額				

總付期日 伍月

教材名称：《初中物理》教材版本：人教版教材页数：第10页

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく監視審査所長を経過して提出してください。

年 月分料理飲食等消費稅納入申告書

中古納入期別を月末まで

卷之三

卷之三

## 年 月分料理飲食等消費税納入申告書

東方融入到西方

鳥取県知事	登録番号							
納入月日及び納入場所	特徴収義務者	住 所						
申告年月日	別氏名又は名称印							
年 銀 行	年 月 日	月 店 (局)	日 經 倉 場 所	種 類	所在 地	名 称		
通用区分	總 計 (7)	免 稅 点 以 下 の も の	及 び 捨 除 等 の も の	(4)	課 標	稅 領額 (7)-(4)	稅 率	稅 金
利用区分	人員 料 金 人 員 人 員 人 員 人 員	人 員 人 員 人 員 人 員						
旅館における宿泊料金								10 100
遊興飲食又はその他の利用の料金	1人1回3,000円 を越えるもの							15 100
	1人1回3,000円 以下のもの							10 100
あらかじめ提供品目ごとに料金 を支払う飲食の料金								10 100
計								この申込により個人主 導的税額
申告番号	高 号	申告者	機 械	免 稅 放 數	客 室 数	摘要	整理簿記入	
公の 給免 領行 收狀 証況							調定決議	
					房 数			
					女中数	要	台帳登載	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、料理飲食等消費税に関する改正規定は、昭和四十一年八月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第三十九条の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の県民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る県民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の県民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る県民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新条例第四十二条第一項の県民税に係る申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第百四十五号第一項において準用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと除く。）に係るものに限る。）の提出期限が施行日以後である場合には、第二項の規定にかわらず、その法人の当該申告書に係る県民税に対する新条例第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分の新条例第六十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を除く。）の提出期限が施行期日以前である場合には、該項の規定にかかるべきであった県民税については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

6 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

7 新条例第六十八条第一項の規定は、昭和四十一年四月一日以後に土地を取得した場合について適用する。

8 新条例第六十八条の十二の規定は、施行日以後にされる地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十号）による改正後の地

「貴殿がお腹の不調を嘆かれておられ、お方復康の爲めに、

（1）販賣監督の一部を改正する法律（昭和二年六月四日販賣監督法第十四条の二）の趣旨を次のように改定する

法施行法第十七条第一項の規定により算業法による権利の設定の出願とみなされ、設定されたを除く、一第三項を二第四項に改める

昭和四年四月十五日第三種郵便物送付  
印鑑所

# 鳥取県会報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(毎日が休日に當  
たるとときは、そ  
の翌日)

## 一 中小企業者 資本の調査

ス業を主たる事業とする事業者については、五十人以下の中社、全  
業組合及び個人であつて、工場、販賣、運送業、商業、サービス業を  
の種類が定める業種に属する事業を主たる事業として當るものとい  
う。

二、商工団体　県内の商工会議所及び商工会並びに農政県中小企業團体  
中央会をいう。

第三位 案は、税事が担当する会議組織（以下「会議組織」といふ）に対し、本部の認可を乞おう。会議組織は中央会議事局と同様に常設会議で成り立てるため必要な資金の一端を貸し付けるのである。

嘉慶十四年四月一日  
烏鵲集知事 石破二朗

## （四）鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則

**第一条** この規則は、県内の中小企業者の事業運営に必要な長期運転資金を確保することにより、中小企業の経営の健全化を図り、もつて中小企業の発展に寄与することを目的とする。